

藤井寺市広告マット設置事業者募集要領

藤井寺市庁舎への広告マットの設置申し込みをされる方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知の上、申込み下さい。

1 設置箇所・規格・期間等

(1) 設置箇所、サイズ等

設置施設名	設置場所 ※別紙1 参照	サイズ	枚数
藤井寺市庁舎	正面玄関	タテ型 90cm×150cm 程度	2枚(1枚でも可)
藤井寺市庁舎	南玄関	タテ型 90cm×120cm 程度	2枚(1枚でも可)
藤井寺市庁舎	東側出入口	タテ型 150cm×180cm 程度	1枚

※別紙1「広告マット設置箇所図」参照

(2) 規格等

項目	条件
広告スペース	マットの下部最低4分の1は、藤井寺市のPRスペースとし、市が指定するデザインで設置者の負担により作成し、残りの上部を広告スペースとして提供する。 ※別紙2「広告マットイメージ図」参照
機能	吸水・保水機能、吸塵力、滑り止めの機能があり、フロアが水で塗れることがないもの
洗浄期間	2週間に1回の定期的なマットのクリーニングを実施すること。この場合において、クリーニングにより一時マットを撤去するときは、代替のマットを設置すること。

(3) 設置期間

1回の申込みにつき、基本的に、設置希望月の初日からその年度の3月31日までの間になりますが、設置者の希望により設置期間を指定することができます。なお、設置期間最終月に再度申請し、引き続き設置することは可能です。

(4) 費用負担

マットのデザイン料、作成費、維持管理その他一切の経費については、申込者が負担すること。

2 施設の概要

施設名	藤井寺市役所庁舎	
住所	藤井寺市岡1丁目1番1号	
建物の概要	地下2階・地上8階	
開庁時間	9時~17時30分	
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)	
職員数	約340名	
来庁者数(年間)	約105,000人 ※1	
自動ドア開閉回数(年間)	正面玄関	約156,000回
	南玄関	約229,000回
	東側出入口	約170,000回

※1 市庁舎の来庁者数は、各種証明等の交付件数により算定。その他税金、子育て、国民健康保険、建設関係など様々な用務で市民等が来庁されています。

3 掲出できない広告等

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (3) 個人及び団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 他者を誹謗、中傷する内容を含むもの
- (5) 人権侵害のおそれのあるもの
- (6) 法令や条例等に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
- (7) 公序良俗に反する内容のもの
- (8) 虚偽又は誇大な表現で、市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (9) 市が推薦などしているかのごとき表現をしたもの
- (10) 投機心又は射幸心をあおる内容のもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律 122 号)第 2 条に規定する風俗営業又はこれに類するもの
- (12) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業に関するもの
- (13) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (14) 広告主の行う事業・行為が社会的批判、指弾の対象となっているもの
- (15) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団又はその他暴力的団体の構成員でないこと。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (4) 市の指名停止措置を受けている者又は不利益処分(違法又は不適當な行為によるものである場合に限る。)を受けている者でないこと。
- (5) 足拭きマットのレンタル事業を営む者でないこと。(市が現に足拭きマットのレンタル契約している事業者が、自社等の広告を掲載したマットの設置を希望する場合は、応募することができます。)
- (6) 国税及び藤井寺市税の未納がないこと。

5 掲載申込の手続き

- (1) 申込期限 広告の掲載を始めようとする月の前月の 5 日まで
- (2) 申込方法 「藤井寺市広告マット設置申込書」に必要事項をご記入の上、下記の書類を添えて申し込みください。
 - ア 掲載しようとする広告案
 - イ 業務内容等を明らかにする書類(会社案内、パンフレット等)
 - ウ 国税の納税証明書

(3) 申込・問い合わせ先

〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 総務部総務課 庁舎・車両管理担当

電話：072-939-1037(直通)

FAX：072-939-1739

E-mail：soumu@city.fujiidera.lg.jp

6 広告掲載者の決定

(1) 提出された申込書類により、設置要綱・設置基準に基づき広告内容の審査を行い、設置希望期間を考慮し、決定します。

(2) 広告の申込みが、募集した広告枠を超えたときは、次に掲げる順位により決定します。

ア 公社、独立行政法人、公益法人及びこれらに類する者の広告

イ 公共性の高い民間企業等で市内に事業所等を有する者の広告

ウ イに該当しない民間企業等で市内に事業所等を有する者の広告

エ アイウに該当しない者の広告

7 広告マットの作成

(1) 広告マットの作成に要する費用は、すべて広告掲載者の負担となります。

(2) 広告マットを作成する前にその最終案をあらかじめ市の担当者に提示し、確認を受けてください。

8 契約の締結

設置事業者に決定した方は、申込者と市との間で広告マット設置に関する契約を締結します。

9 広告マットの設置及び撤去

広告マットの設置及び撤去は、広告マット設置者において行ってください。

別紙1 広告マット設置箇所図

1F



